

土木部が発注する建設工事における電子契約について

1 電子契約用メールアドレスについて

- 競争参加資格確認資料を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、一緒に提出してください。

2 入札結果（落札）の通知

- 電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、通常の契約の場合と同様に、建設リサイクル協議（対象工事の場合）、契約保証の手続きを進めてください。

3 契約書等の作成

- 監理課建設業担当ホームページから、様式をダウンロードして作成してください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

- 契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- 建設リサイクル対象工事の場合、備考別表1～3の該当するもの
- 仲裁合意書（様式第3号）（電子契約用）（日付は記載しないでください。）
- 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

4 契約書等及び契約保証の送付

- 落札した日から5日以内（土日・休日を含まない。）に、3で作成した契約書等、契約保証（保証書等）の写しを発注機関の契約担当者に電子メールで送付してください。
- 契約書等は、ワード形式のまま送付してください。
- 契約保証（保証書等）の原本は、後日提出してください。

5 契約書の確認、承認

- 発注機関で決裁が終了しましたら、1で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- メールが届きましたら、速やかに電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、同意をしてください。
- 電子契約システムの操作方法は、監理課建設業担当ホームページ内の「ご利用ガイド」からご覧になれます。なお、以下のアドレスから無料環境を体験することができます。
<https://www.cloudsign.jp/>

また、電子契約システムの不具合については総務部総務課総務担当（TEL029-301-2235、FAX029-301-2259）にお問い合わせください。

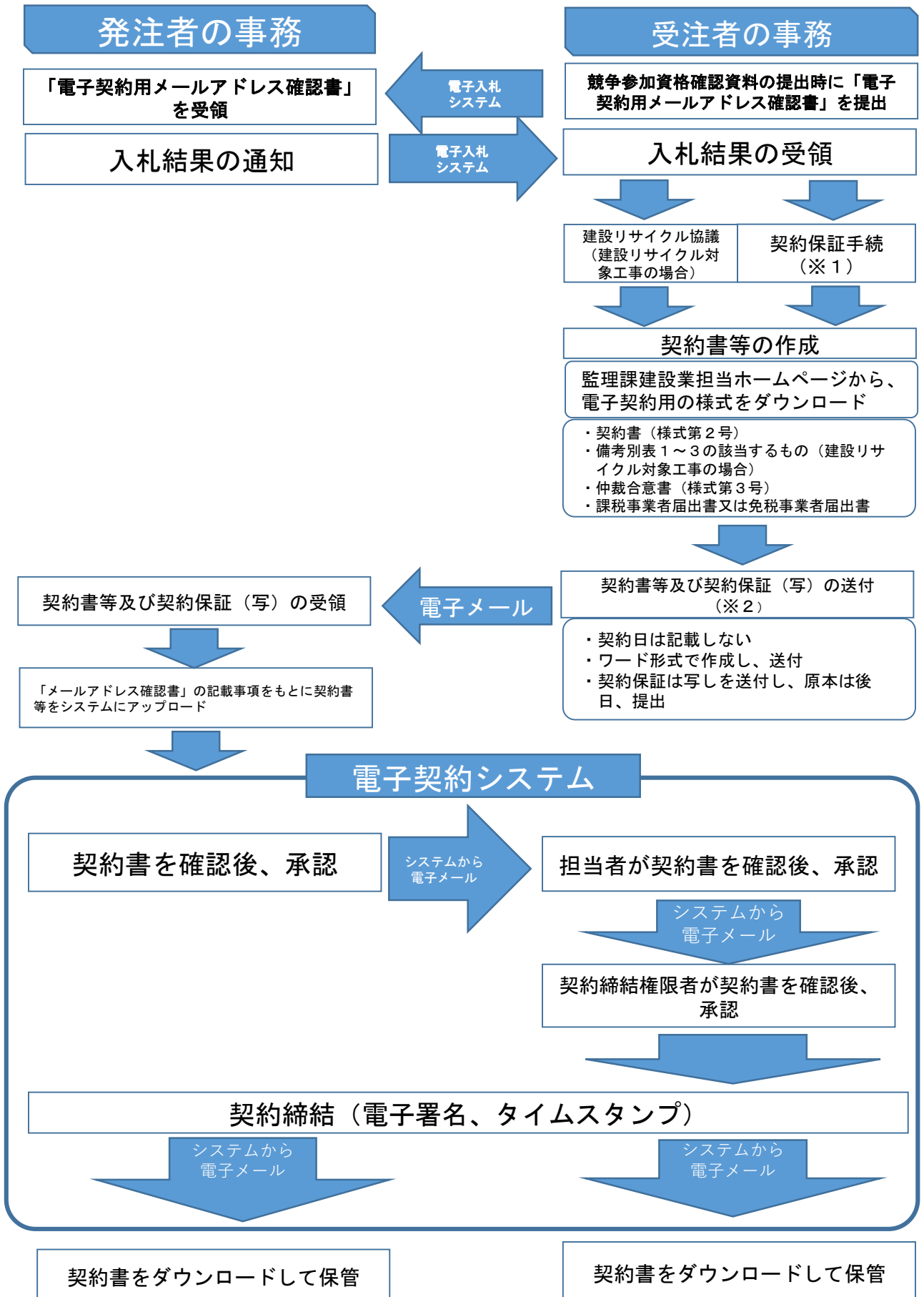
※注意

確認依頼のメールが届いた日のうちに、確認、同意ができない場合、契約書の契約日と、電子署名の日が一致しなくなります。その場合は、発注機関の契約担当者までご連絡ください。

6 契約締結、契約書の保管

- 5の同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- 契約締結が完了したことが電子メールで送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードして保管してください。

土木部が発注する建設工事における電子契約フロー



※1 電子契約では電子署名した日が契約日となるため、事前に発注者と契約予定日を調整する。

※2 受注者は、入札結果の通知から5日以内(土日、休日を含まない。)に、契約書等及び契約保証の写しを、発注者に電子メールで送付する。